

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 福島県選挙管理委員会 一
- 福島県議会議員一般選挙を行う件 一
- 福島県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件 一
- 福島県議会議員一般選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補届出を受理する場所を定めた件 二
- 福島県議会議員一般選挙における諸届出を受理する場所を定めた件 四
- 福島県議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件 四
- 福島県議会議員一般選挙における開票事務を選挙会の事務に合わせを行う件 五
- 福島県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を定めた件 五
- 福島県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を定めた件 六
- 大熊町長選挙及び大熊町議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時にを行う件 七
- 葛尾村議会議員一般選挙を福島県議会議員一般選挙と同時にを行う件 七
- 福島県議会議員一般選挙、大熊町長選挙及び大熊町議会議員一般選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件 七
- 福島県議会議員一般選挙及び葛尾村議会議員一般選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を定めた件 七

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定により、福島県議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。

令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙の期日 令和五年十一月十二日
- 二 各選挙区において選挙すべき議員の数
 - 福島市選挙区 八人 南相馬市相馬郡飯館村選挙区 二人
 - 会津若松市選挙区 四人 伊達市伊達郡選挙区 三人
 - 郡山市選挙区 一〇人 本宮市安達郡選挙区 一人
 - いわき市選挙区 一〇人 南会津郡選挙区 一人
 - 白河市西白河郡選挙区 三人 河沼郡選挙区 一人
 - 須賀川市岩瀬郡選挙区 三人 大沼郡選挙区 一人
 - 喜多方市耶麻郡選挙区 二人 東白川郡選挙区 一人
 - 相馬市相馬郡新地町選挙区 一人 石川郡選挙区 一人
 - 二本松市選挙区 二人 双葉郡選挙区 二人
 - 田村市田村郡選挙区 二人

福島県選挙管理委員会告示第六十八号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙区	選挙			選挙長の職務を代理すべき者
	住	所	氏名	
福島市	福島市	安倍 誠一	福島市	加藤 直樹
会津若松市	会津若松市	渡部 久雄	会津若松市	山口 恵
郡山市	郡山市	小林 千恵	郡山市	山口 和典
		飯間 香保		山野邊 英

石川郡	東白川郡	大沼郡	河沼郡	南会津郡	本宮市	伊達市	伊達市	南相馬市 相馬郡飯館村	田村市	二本松市	相馬市 相馬郡新地町	喜多方市 耶麻郡	須賀川市 岩瀬郡	白河市 西白河郡	いわき市
郡山市	白河市	同	会津若松市	南会津郡南会津町	本宮市	伊達市		南相馬市	田村市	二本松市	相馬市	喜多方市	須賀川市	白河市	いわき市
小貫 薫	伊藤 智樹	同	本田 伸雄	深谷 一夫	松本 和子	佐藤 健治	渡邊 純子	白石 富博	平館 泉	臺内 吉重	菊地 孝	室井 宏	藤井 勝美	子	
福島市	白河市	同	会津若松市	南会津郡南会津町	安達郡大玉村	伊達市	南相馬市	郡山市	二本松市	相馬市	喜多方市	須賀川市	白河市	いわき市	
境野 浩義	村上 利通	同	小林 弘文	穴戸 哲也	平野 智	坂本 直樹	大和田 邦	矢吹 哲博	熊田 博樹	半谷 和宏	佐藤 崇	箭内 利昭	我妻 茂利	世	

南相馬市	田村市	二本松市	相馬市 相馬郡新地町	喜多方市 耶麻郡	須賀川市 岩瀬郡	白河市 西白河郡	いわき市	郡山市	会津若松市	福島市	選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所
南相馬市原町区本町二丁目二七番	田村市船引町船引字畑添七六番地二	二本松市金色四〇三番地一	相馬市中村字北町六三番地の三	喜多方市字御清水東七二四四番地二	須賀川市八幡町一三五番地	白河市八幡小路七番地一	いわき市平字堂根町四番地の八	郡山市朝日一丁目三三番七号	会津若松市追手町二番四一號	福島市五老内町三番一號	選挙長の事務を取り扱う場所	選挙長の事務を取り扱う場所
	田村市選挙管理委員会	二本松市選挙管理委員会	相馬市選挙管理委員会	喜多方市選挙管理委員会	須賀川市選挙管理委員会	白河市選挙管理委員会	いわき市選挙管理委員会	郡山市選挙管理委員会	会津若松市選挙管理委員会	福島市選挙管理委員会		

福島県選挙管理委員会告示第六十九号
 令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補届出を受け受理する場所を次のとおり定めた。
 令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会
 委員長 遠藤 俊博

双葉郡 南相馬市 関根 昌典 郡山市 黒澤 涼一

白 河 市	い わ き 市	郡 山 市	会 津 若 松 市	福 島 市	選 挙 区	立 候 補 の 届 出 を 受 理 す る 場 所	双 葉 郡	石 川 郡	東 白 川 郡	大 沼 郡	河 沼 郡	南 会 津 郡	本 宮 市	伊 達 市	伊 達 市	相 馬 郡 飯 館 村
							白 河 市 八 幡 小 路 七 番 地 一	い わ き 市 平 字 梅 本 一 五 番 地	郡 山 市 朝 日 一 丁 目 三 三 番 七 号	会 津 若 松 市 栄 町 三 番 五 〇 号	福 島 市 霞 町 一 番 五 二 号	立 候 補 の 届 出 を 受 理 す る 場 所	南 相 馬 市 原 町 区 錦 町 一 丁 目 三 〇 番 地	郡 山 市 麓 山 一 丁 目 一 番 一 号	白 河 市 昭 和 町 二 六 九 番 地	同
白 河 市 役 所 地 下 第 一 会 議 室	福 島 県 い わ き 合 同 庁 舎 四 階 大 会 議 室	郡 山 市 役 所 西 庁 舎 五 階 五 一 一 一 一 一 二 会 議 室 及 び 五 一 一 一 二 会 議 室	会 津 若 松 市 生 涯 学 習 総 合 セ ン タ ー 研 修 室 五	福 島 市 市 民 会 館 第 二 ホ ー ル	立 候 補 の 届 出 を 受 理 す る 場 所	福 島 県 相 双 地 方 振 興 局	福 島 県 中 地 方 振 興 局	福 島 県 南 地 方 振 興 局	同	福 島 県 会 津 地 方 振 興 局	福 島 県 南 会 津 地 方 振 興 局	本 宮 市 選 挙 管 理 委 員 会	伊 達 市 選 挙 管 理 委 員 会	伊 達 市 選 挙 管 理 委 員 会	南 相 馬 市 選 挙 管 理 委 員 会	

石 川 郡	東 白 川 郡	大 沼 郡	河 沼 郡	南 会 津 郡	本 宮 市	伊 達 市	伊 達 市	相 馬 郡 飯 館 村	南 相 馬 市	田 村 市	田 村 市	二 本 松 市	相 馬 郡 新 地 町	喜 多 方 市	耶 麻 郡	須 賀 川 市	岩 瀬 郡	西 白 河 郡
郡 山 市 麓 山 一 丁 目 一 番 一 号	白 河 市 昭 和 町 二 六 九 番 地	同	会 津 若 松 市 追 手 町 七 番 五 号	南 会 津 郡 南 会 津 町 田 島 字 根 小 屋 甲 四 二 七 七 番 地 一	本 宮 市 本 宮 字 万 世 二 二 番 地	伊 達 市 保 原 町 字 舟 橋 一 八 〇 番 地	伊 達 市 保 原 町 字 舟 橋 一 八 〇 番 地	地	南 相 馬 市 原 町 区 本 町 二 丁 目 二 七 番	二	田 村 市 船 引 町 船 引 字 畑 添 七 六 番 地	二 本 松 市 金 色 四 〇 三 番 地 一	相 馬 市 中 村 字 北 町 六 三 番 地 の 三	喜 多 方 市 字 御 清 水 東 七 二 四 四 番 地 二	二	須 賀 川 市 八 幡 町 一 三 五 番 地		
福 島 県 郡 山 合 同 庁 舎 仮 設 庁 舎 二 階 第 一 会 議 室	福 島 県 白 河 合 同 庁 舎 三 階 三 〇 三 会 議 室	同	福 島 県 会 津 若 松 合 同 庁 舎 新 館 二 階 大 会 議 室	福 島 県 南 会 津 合 同 庁 舎 二 階 会 議 室	本 宮 市 役 所 三 階 大 会 議 室	〇 二 多 目 的 会 議 室	伊 達 市 役 所 東 棟 四 階 四 〇 一 ・ 四	南 相 馬 市 役 所 正 庁	田 村 市 役 所 一 〇 一 会 議 室	二 本 松 市 役 所 正 庁	相 馬 市 役 所 第 二 委 員 会 室	喜 多 方 市 役 所 ホ ー ル 棟 二 階 大 会 議 室		須 賀 川 市 役 所 ホ ー ル 棟 二 階 大 会 議 室 D				

双葉郡 南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地
 福島県南相馬合同庁舎四〇一会議室

福島県選挙管理委員会告示第七十号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

- 一 届出の種類
 - 1 選挙事務所の設置及び異動の届出
 - 2 出納責任者の選任及び異動の届出
 - 3 報酬の支給を受けることができる者の届出
- 二 届出を受理する場所

選挙区	届出を受理する場所
福島市	福島市選挙管理委員会
会津若松市	会津若松市選挙管理委員会
郡山市	郡山市選挙管理委員会
いわき市	いわき市選挙管理委員会
白河市	白河市選挙管理委員会
須賀川市	須賀川市選挙管理委員会
岩瀬郡	須賀川市選挙管理委員会
喜多方市	喜多方市選挙管理委員会
耶麻郡	喜多方市選挙管理委員会
相馬市 相馬郡新地町	相馬市選挙管理委員会
二本松市	二本松市選挙管理委員会

田村市	田村市船引町船引字畑添七六番地二	田村市選挙管理委員会
南相馬市 相馬郡飯館村	南相馬市原町区本町二丁目二七番地	南相馬市選挙管理委員会
伊達市	伊達市保原町字舟橋一八〇番地	伊達市選挙管理委員会
本宮市	本宮市本宮字舞台三三番地	本宮市選挙管理委員会
南会津郡	南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	福島県南会津地方振興局
河沼郡	会津若松市追手町七番五号	福島県会津地方振興局
大沼郡	同	同
東白川郡	白河市昭和町二六九番地	福島県南地方振興局
石川郡	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県中地方振興局
双葉郡	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県相双地方振興局

福島県選挙管理委員会告示第七十一号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙につき、各選挙区における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

選挙区	選挙会の場所	選挙会の日時
福島市	福島市仁井田字西下川 福島トヨタ ウンアリーナ(国)	令和五年十一月二日

安本 宮達 郡市	伊達 郡市	南相馬 郡飯館 村市	田村 郡市	二本松 郡市	相馬 郡新地 町市	喜多方 郡市	須賀川 郡市	白河 郡市	いわき 郡市	郡山 郡市	会津若 松市	原四一 番地の一
本宮市本宮字万世二二番地	伊達市保原町字舟橋一八〇番地	南相馬市原町区本町二丁目二七番地	田村市船引町船引字畑添七六番地二	二本松市榎戸一丁目九二番地	相馬市中村字北町六三番地の三	喜多方市字御清水東七二四四番地二	須賀川市八幡町一三五番地	白河市八幡小路七番地一	いわき市平下荒川字南作一〇〇番地	郡山市豊田町三番一〇号	会津若松市城東町一四番五一号	
本宮市役所二階第三会議室	伊達市役所東棟四階四〇四会議室	南相馬市役所正庁	田村市役所三〇三三会議室	二本松文化センター体育室	相馬市役所第二委員会議室	喜多方市役所本庁舎三階第一会議室	須賀川市役所四階大会議室D	白河市役所地下第一会議室	いわき市立総合体育館	宝来屋 郡山総合体育館	鶴ヶ城体育館	体記念体育館
同	同	同	令和五年十一月四日午前一〇時	令和五年十一月二日午後八時	同	同	同	令和五年十一月四日午前一〇時	同	同	令和五年十一月二日午後八時	午後九時一〇分

南会津郡	河沼郡	大沼郡	東白川郡	石川郡	双葉郡
南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	会津若松市追手町七番五号	同	白河市昭和町二六九番地	郡山市麓山二丁目一番一号	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地
福島県南会津合同庁舎二階会議室	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室	同	福島県白河合同庁舎大会議室	福島県郡山合同庁舎仮設庁舎二階第一会議室	福島県南相馬合同庁舎四〇一会議室
同	同	同	同	同	同

福島県選挙管理委員会告示第七十二号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙における次の選挙区の開票事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定により、選挙会場において選挙会の事務に合わせで行う。
令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊 博

- 福島市選挙区
- 会津若松市選挙区
- 郡山市選挙区
- いわき市選挙区
- 二本松市選挙区

福島県選挙管理委員会告示第七十三号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。
令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会

選挙区	場	所	日 時
福島市	福島市杉妻町二番一六号	福島県庁北庁舎四階災害対策県北地方本部室	令和五年十一月二日 午後六時
会津若松市	会津若松市追手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室	同
郡山市	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎仮設庁舎二階第一会議室	同
いわき市	いわき市平字梅本一五番地	福島県いわき合同庁舎四階大会議室	同
白河郡	白河市昭和町二六九番地	福島県白河合同庁舎三階三〇三会議室	同
須賀川市	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎仮設庁舎二階第一会議室	同
喜多方市	会津若松市追手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室	同
相馬郡	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県南相馬合同庁舎四〇一会議室	同
二本松市	福島市杉妻町二番一六号	福島県庁北庁舎四階災害対策県北地方本部室	同

委員長 遠藤俊博

選挙区	場	所	日 時
田村市	郡山市麓山一丁目一番一号	舎仮設庁舎二階第一会議室	同
南相馬市	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県南相馬合同庁舎四〇一会議室	同
伊達市	福島市杉妻町二番一六号	福島県庁北庁舎四階災害対策県北地方本部室	同
伊達郡	同	同	同
本宮市	同	同	同
安達郡	同	同	同
南会津郡	南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	福島県南会津合同庁舎二階会議室	同
河沼郡	会津若松市追手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室	同
大沼郡	同	同	同
東白川郡	白河市昭和町二六九番地	福島県白河合同庁舎三階三〇三会議室	同
石川郡	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎仮設庁舎二階第一会議室	同
双葉郡	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	福島県南相馬合同庁舎四〇一会議室	同

福島県選挙管理委員会告示第七十四号
令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四百四十四条の二第十

項において準用する同条第五項の規定により、次のとおり定めた。
令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

告示開始日 令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会告示第七十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく大熊町長選挙及び大熊町議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。

令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第七十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく葛尾村議会議員一般選挙は、同法第百十九条第二項の規定により、令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙と同時にこれを行う。

令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第七十七号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙、大熊町長選挙及び大熊町議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 福島県議会議員一般選挙

二 大熊町長選挙

三 大熊町議会議員一般選挙

福島県選挙管理委員会告示第七十八号

令和五年十一月十二日執行の福島県議会議員一般選挙及び葛尾村議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定により、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を、次のとおり定めた。

令和五年十一月二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 福島県議会議員一般選挙
- 二 葛尾村議会議員一般選挙